

<中土佐町強靱化計画の構成整理>

① 事前に備えるべき目標	② 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 現状課題	④ 脆弱性評価	⑤ 推進方針	⑥ 施策	⑦ 関連する補助金・交付金
1、直接死を最大限防ぐ	1－1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力 脱出困難者の発生	【住宅の安全対策】 住宅耐震化事業、家具転倒防止対策 ブロック塀対策、空き家除却 古い木造住宅の耐震化率は未だ低い状態であり、地震・津波からの速やかな避難の妨げとなっている。また、地震により倒壊する可能性のあるブロック塀や老朽住宅により、道路の閉塞が想定される路線が多く存在する。	○ 住宅やブロック塀の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞を防ぐためには耐震化が必要である。 ○ 住宅の耐震化を含む各事業は、対策の必要性や支援制度の周知を進め、所有者負担の軽減等を図ることで対策を推進する必要がある。	○ 住宅・建築物、ブロック塀の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業や住環境整備事業等を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。 ○ これまでも実施してきた家具転倒防止事業に関し、新たに感震ブレーカーや飛散防止フィルムの設置についての補助項目を追加し、住宅内での安全対策を推進する。 ○ 大学との協働による研究や自主防災組織による地域の安全点検を通じて、危険箇所の把握に努めるとともに、必要な対策については早期に対応を行う。 ○ 老朽住宅の除却については、引き続き費用に対する補助金を交付することで、所有者の負担軽減を図る。	地域住宅計画に基づく事業 公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等 住環境整備事業 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業 上記事業のうち町で実施する事業名 住宅耐震改修事業、家具転倒防止事業、老朽住宅除却事業、ブロック塀耐震対策事業、津波避難重点路線確保対策	社会資本総合整備交付金 空家対策総合支援事業 高知県不造住宅耐震化促進事業費補助金
		【庁舎等重要施設の安全対策】 庁舎、医療施設等の重要施設において、建物の耐震性は確保できているが、耐震化済の施設においても備品の転倒やガラス飛散の危険性がある。	○ 災害発生時に重要な機能を担う庁舎や医療施設等については、機能を喪失することを防ぐため耐震対策を着実に推進する必要がある。	○ 庁舎や医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、住環境整備事業等を活用してこれらの施設の耐震対策を着実に推進する。 ○ 将来的に建築される公共施設等においても、防災対策の視点を持った設計を行い、災害時にも十分に機能する施設とする。	公共施設耐震対策事業 被災時の危険性の高い施設等での耐震対策の実施	社会資本総合整備交付金
		【保育所・学校・社会教育施設・社会体育施設の安全対策】 非構造部材が耐震基準を満たしていない施設が存在する。	○ 施設の非構造部材(天井材、照明など)の耐震対策や室内の防災対策を着実に推進する必要がある。 ○ 施設内のブロック塀の倒壊により児童・生徒・施設利用者・職員などが死傷することを防ぐための対策を推進する必要がある。	○ 災害時にも十分に機能する施設とするため、住環境整備事業等を活用してこれらの施設の耐震対策を着実に推進する。 ○ 学校等の施設については、大規模な避難所として活用することが想定されるため、日常の使用を通じて施設の危険箇所等の把握に努める。	施設やブロック塀の耐震化などの安全対策	社会資本整備総合交付金 学校施設環境改善交付金 保育所等整備交付金
		【事業所の安全対策】 福祉避難所に指定されている高齢者・障害者福祉施設の安全対策が十分でない。	○ 事業所における室内の安全確保のため、啓発を行う必要がある。 ○ 障害者施設、高齢者施設等の防災対策について、活用できる支援制度の周知を図り、安全対策を進める必要がある。	○ 福祉避難所に指定されている福祉施設や町内の事業所等において必要な防災対策が行われるよう、事業の周知を図る。 ○ 避難所やボランティア宿泊施設とするため、住環境整備事業等を活用してこれらの施設の耐震対策を着実に推進する。	防災対策・設備の充実	社会資本総合整備交付金 福祉避難所指定促進等事業費補助金 【障害】社会福祉施設等施設整備費補助金 【高齢】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
		【漁港施設の機能強化】 大規模地震が発生した場合、建築物が損壊し、著しい被害が生ずるおそれがある。	○ 大規模地震に対する施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。	○ 災害発生時の水産業の継続及び早期再開の観点から、施設の個別計画を作成し、必要な対策を推進する。 ○ 災害発生時の孤立地域への物資配送や人員輸送を可能にするため、平時からの施設強化を図る。 ○ 陸・海の輸送基盤の地震津波対策や土砂災害対策、岸壁や防波堤等の耐震・耐津波強化、台風等の波浪対策等、漁港施設の整備を推進する。	個別施設計画の作成(矢井賀漁港) 漁港施設の強化対策	水産基盤整備事業 浜の活力再生・成長促進交付金 農山漁村地域整備交付金 海岸事業(漁港海岸) 水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港機能増進事業 海岸保全施設整備事業(漁港海岸)
	1－2) 大規模津波による多数の死者、行方不明者の発生	【津波避難計画の見直し】 町全域の津波避難計画は策定されているが、地区ごとの避難計画の作成に至っていない。	○ 地震発生時に速やかに避難行動がとれるようにするため、地区防災計画の策定や、津波避難マップ等による避難方法の周知、計画に基づく避難訓練の実施が必要である。	○ 自主防災組織ごとの避難計画を明確にするため、地区防災計画策定を推進する。 ○ 当初の町津波避難計画の策定から、多くのハード整備事業が完了したため、現状に合わせた避難計画の見直しを適宜行っている。	自主防災組織育成事業 地区防災計画策定事業	高知県地域防災対策総合補助金
		【避難訓練の見直し】 単純に反復される避難訓練により、参加者数の減少が進んでいる。また、啓発活動の充実が図られず、訓練の本来の目的が果たされていない。	○ 発災時に的確な避難行動を行うために、啓発の実施や訓練の参加率向上、訓練内容の充実が必要である。 ○ 住民にとって必要な知識や情報を提供することで、地域防災力の向上を推進する必要がある。	○ 本来の地震発生時を想定した訓練にシフトし、従来の避難のみで完了する訓練でなく、避難後の行動までを学ぶ訓練を実施する。 ○ 地域にあわせた避難場所等の避難情報を学ぶことのできる防災学習を引き続き実施する。	防災教育、個別訓練の充実 自主防災組織育成事業	高知県地域防災対策総合補助金
		【避難路及び避難場所の整備】 地震による土砂災害に対して安全が担保されていない避難路や避難場所が存在する。 避難場所に必要な資機材が十分に整備されていない。	○ 津波から安全に避難できるように既設の避難路・避難場所にも更なる安全対策が必要である。 ○ 津波被災後の命をつなぐためにも、避難場所に必要な資機材の整備を行う必要がある。	○ 既設の避難路及び避難場所について、緊急的な災害にも対応できる安全性を高める。 ○ 避難場所への倉庫及び資機材の整備により、津波から守られた命をつなぐ対策を進めていく。	自主防災組織育成事業 津波避難路整備事業 津波避難路誘導灯設置事業	高知県地域防災対策総合補助金 緊急防災・減災事業債
		【避難行動要支援者対策】 個別計画策定率：86%(P2.7.1現在)	○ 避難行動要支援者の状態や避難支援体制の変化などによる個別避難計画の作成・見直し、また自主防災組織等地域住民との避難支援体制の共有の必要がある。	○ 平時から避難行動要支援者と関わりのある支援者の参画のもと、訓練等を通じて検証することで、より実効性の高い個別避難計画作成を目指す。 ○ 平時の訓練等を通じて、避難行動要支援者と支援者の密接な関係の構築を図る。	中土佐町災害時要配慮者避難支援計画(全体計画) 自主防災組織等による個別避難支援計画の作成支援	高知県要配慮者避難支援対策事業費補助金
		【南海トラフ地震臨時情報対応】 南海トラフ臨時情報の周知が進んでおらず、事前避難等の対策を、住民に対して明確に示せていない。	○ 臨時情報が発表された場合に、その情報を生かし、減災につなげるように、取組を推進する必要がある。	○ 臨時情報の発表後、即座に事前避難が行えるよう、避難計画を早期に確立する。 ○ 住民及び事業所等に対する事前避難計画の周知徹底に努める。	南海トラフ地震臨時情報事前避難計画策定事業	高知県地域防災対策総合補助金
	1－3)地盤沈下に伴う長期的な市街地の浸水	【長期浸水への対策】 地盤沈下や液状化現象による長期浸水が想定されるエリアへの対策に着手できていない。	○ 関係機関との連携を図り、地盤沈下や液状化現象に関する情報収集に努め、事前に可能な対策を講じる必要がある。	○ 地盤の調査等により、被害が発生する箇所の特定を進めるとともに、事前に可能な対策について、関係機関と連携した情報収集を図る。	液状化対策事業	
	1－4)大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	【土砂災害への対応】 土砂災害に対する対応がなされていない地区が多くあり、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。	○ 土砂災害の発生を防ぐ対策を行うとともに、住民の生命に危険が及ばないよう、適切な避難行動に対する理解も進めていく必要がある。	○ 避難所に指定されている公共施設や、一般住宅等における安全対策の推進を図るとともに、土砂災害の発生を抑制する対策を実施する。 ○ 土砂災害に対する啓発及び訓練、避難確保計画の策定を推進する。	要配慮者利用施設避難確保計画策定事業 一般住宅における土砂災害対応力の強化 土砂災害特別警戒区域内に立地する指定避難所への急傾斜地崩壊対策施設の整備促進	
	1－5)暴風雨による河川氾濫や土砂災害等に伴う多数の死傷者の発生	【適切な維持管理の推進】 台風などの暴風雨により、浸水が予測される地区が存在する。	○ 関係機関と連携し、河川改修や浸没及び適切な維持管理を推進する必要がある。	○ 関係機関との連携体制の強化に努める。 ○ 暴風雨による浸水等の被害を事前に抑える対策を講じる。 ○ ハザードマップ等を整備することにより円滑かつ迅速な避難を可能とし、被害を最小限に食い止める対策を講じる。	豪雨による浸水対策の推進	防災・安全交付金
		【避難情報伝達体制の強化】 事前に予測可能な災害に対する事前避難が十分に行われていない。	○ 防災情報伝達システムの確実な運用に併せて、年齢や生活スタイルを考慮した伝達手段の多重化を推進する必要がある。	○ 防災情報伝達システムの機能充実を図る。 ○ 住民に避難情報が明確に伝わるよう、表現を工夫するなど、わかりやすい伝達を心掛ける。	防災情報伝達システム整備事業 避難情報に関する基礎知識の啓発	
2、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2－1)食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	【備蓄品の適切な確保】 想定避難者数に対する必要備蓄数が十分でない備蓄品がある。	○ 突発的な災害への対応ができるよう食料、飲料水等の想定備蓄数量の確保に努め、地域へ供給できる体制を整える必要がある。 ○ 被災想定に応じた備蓄計画を作成し、必要な備蓄品の早期確保を行う必要がある。	○ あらゆる災害に即時対応できるよう、町内の各避難所などへの分散備蓄を進める。 ○ 町備蓄確保計画に基づき、適正かつ効率的な備蓄品の確保を行う。 ○ 孤立が想定される地区への資機材倉庫の建築及び設置を推進する。 ○ 県備蓄物資の市町分散備蓄に協力し、災害時に備えた備蓄物資が十分に配置できるよう努める。	備蓄確保計画適正化事業 孤立対策資機材備蓄事業	緊急防災・減災事業債
		【物資輸送ルートの確保】 大規模地震等が発生した際、輸送のためのルートが寸断され、物資供給が長期停止することが想定される。	○ 大規模災害時に、輸送ルートを速やかに回復又は確保できるよう、物資輸送体制の構築に取り組む必要がある。	○ 災害時の物資配送に関する計画を早期に策定する。 ○ 安定した物資供給機能を維持できるよう、陸・海の輸送基盤の地震・津波対策や土砂災害対策、岸壁や防波堤等の耐震・耐津波強化や台風等の波浪対策など施設の整備に努める。	物資配送計画策定事業 基盤整備の推進	水産基盤整備事業 浜の活力再生・成長促進交付金 農山漁村地域整備交付金 海岸事業(漁港海岸) 水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港機能増進事業 海岸保全施設整備事業(漁港海岸)
		【集落活動事業の推進】 様々な要因により、長期に孤立する集落が多数想定される。	○ 孤立地域が発生した際、各地区における避難対応ができる体制を確立する必要がある。	○ 地区で活動を行っている集落活動センターとの連携を図り、孤立世帯への応急対応体制の構築を検討する。 ○ 集落活動事業と連携した通信確保体制を構築する。	情報通信手段確保事業 災害に強い道路網整備	地方創生整備推進交付金

＜中土佐町強靱化計画の構成整理＞

① 事前に備えるべき目標	② 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 現状課題	④ 脆弱性評価	⑤ 推進方針	⑥ 施策	⑦ 関連する補助金・交付金
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2－3) 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足	【自助・共助体制の確立】 多くの住民が集まることとなる避難所において、様々なトラブルの発生が想定される。	○ 避難所生活においては、自助はもちろんのこと、自主防災組織を中心とした共助の力により、避難者の安心安全を守る体制を構築する必要がある。	○ 避難所運営マニュアルの啓発活動を行うことで、自助・共助の理解を深め、公助に頼らない避難所運営体制の確保を推進する。 ○ 共助体制の基本となる自主防災組織において、学習会や訓練を実施や避難行動要支援者の個別計画の策定及び見直しを通じ、組織の連携強化と活動の活性化を図りま	避難所運営マニュアル作成事業 中土佐町自主防災組織活動助成金	高知県避難所運営体制整備加速化事業
		【消防団活動の活性化】 災害時における様々な事案の対応に対し、消防団員への期待と負担が増大することが想定される。	○ 災害時の救助や避難等の適切な支援のため、消防団員への資機材整備や防災知識の習得を支援する必要がある。 ○ 災害時に備えた消防団体制の十分な確保のため、団員勧誘等による機能拡充を図る必要がある。	○ 消防団員の地位向上と待遇改善を行うことにより、新規消防団員の確保に努める。 ○ 消防団員の装備品等の資機材整備を推進する。	消防団員確保事業	消防団設備整備補助金
	2－4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	【医療機関の業務継続体制の確保】 各医療機関における業務継続計画策定状況について把握ができていない。	○ 災害時の業務継続について、医療機関が求める支援を実施できる体制の構築が必要である。 ○ 速やかな医療体制確保のため、事前に開示可能な情報等について共有する必要がある。	○ 災害発生時に医療機能を維持するために必要なBCP(業務継続計画)の策定について、医療機関に周知を図り、早期の作成を推進する。 ○ 災害発生時における速やかな医療体制の確保のため、町内に居住する医療従事者の協力を確保するための体制の構築を図る。	業務継続に必要な人材及び資機材の確保 EMIS(広域災害救急医療情報システム)の周知(行政、医療機関)及び活用 大野見診療所における医薬品のローリングストックの推進	災害対応力強化支援 一般診療所の災害対策強化支援 医療救護活動強化支援事業
		【受援体制の構築】 医療機関や医療従事者が不足し、圧倒的多数の医療ニーズに対応できないことが想定される。	○ 津波浸水域外にある医療機関は1か所のみであり、救命を最優先するために外部支援を速やかに効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。	○ DMAT(災害派遣医療チーム)等外部支援チームの活動が円滑に速やかに行えるよう、受援体制の整備を進める。	災害時の医療救護活動に従事する看護師等に係る事前登録制度の周知強化 継続した災害時職員初動訓練等による受援体制の整備と強化	
	2－5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	【避難所での感染症対策】 避難場所及び避難所における十分な感染症対策には着手できていない。	○ 新型コロナウイルス対策において問題となった点を洗い出すことで、将来的に発生する恐れのある感染症等に対応可能な体制を構築する必要がある。 ○ 各避難所で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルの策定とHUG訓練等で実効性を高めていく必要がある。	○ 感染症対応資機材の備蓄を進める。 ○ 感染症対策、防疫活動の実施に向けた体制を強化する。	感染症対策に必要な人材及び資機材の確保 EMIS(広域災害救急医療情報システム)の周知(行政、医療機関)及び活用 大野見診療所における医薬品のローリングストックの推進	高知県避難所運営体制整備加速化事業 南海トラフ地震時公衆衛生活動マニュアルの見直し
	2－6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化	【保健活動の体制整備】 避難者の健康状態の把握等に従事可能な人員が十分に確保されていない。	○ 避難者のニーズに即した対応を実施するため、避難者の健康状態等の把握を十分に行うことのできる体制を整備する必要がある。	○ 保健活動チームの受け入れとチーム活動の調整を行う体制の整備。 ○ 避難所の状況調査や地域健康調査による被災者の健康管理等の体制の整備。	継続した保健活動情報伝達訓練の実施 南海トラフ地震時公衆衛生活動マニュアルの見直し 災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の活用	
		【福祉避難所、福祉避難スペースの確保】 福祉避難所に指定した施設と、必要な資機材の確認や運営マニュアルについて整備できていない。	○ 重点要医療者等へのトリアージによる速やかな域外搬送を行う必要がある。 ○ 災害時要配慮者に対する福祉トリアージを行う必要がある。 ○ 福祉避難所への移動を基本とした、福祉避難スペースの確保と必要な支援体制の整備、要配慮者の避難環境の改善を目的とした施設改修を行う必要がある。	○ 福祉避難所の確保と周知徹底を図る。 ○ 福祉サービス提供に係る調整を行う。 ○ 災害時要配慮者への対応を強化する。 ○ 介護等の福祉ニーズに対応できる人材確保の仕組みづくりを進める。	各福祉避難所における運営マニュアルの整備 運営マニュアルに基づく継続的な訓練の実施 福祉避難所指定促進等事業 要配慮者対応型避難所整備促進事業	福祉避難所指定促進等事業費補助金
		【避難所の生活環境対策】 災害時に避難所となる学校施設等において、トイレの老朽化対策などの対応ができていない施設がある。	○ トイレの老朽化が見られる施設においては、バリアフリー化や洋式化などの改修が必要である。 ○ 避難所の環境改善対策事業を効果的に実施するための計画の策定を進める。	○ 避難所における衛生環境の向上に向けた災害対応型トイレの改修・整備、簡易な入浴設備の設置を推進する。 ○ 避難所の環境改善対策事業を効果的に実施するための計画の策定を進める。	避難所環境整備事業 要配慮者対応型避難所整備促進事業	高知県避難所運営体制整備加速化事業
		【避難所機能を持つ代替施設の確保】 民間住宅や公共施設において空き家となり、機能していない遊休施設を活用できていない。	○ 民間住宅や公共施設を災害発生時に使用可能な建物とするため、耐震性確保に加え、内外装や設備機器の更新を行う必要がある。	○ 新たな用途に応じた改修を行い、常時使用に務めるなど、適切な維持管理を実施する。 ○ 民間住宅の空き家について、耐震工事と併せて改修に対する補助を実施することにより、住宅としての機能を確保する。 ○ 町内の空き家を全戸調査し、空き家の件数や状態を把握したうえで空き家活用事業につなげる。	空き家活用促進事業 空き家活用総合補助金 中間管理住宅事業 空き家調査事業	空家対策総合支援事業 高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金 あったかふれあいセンター施設整備事業
		【災害後の業務体制確保】 業務継続計画(BCP)において、発生後1週間で300名程度の職員の不足が想定されている。	○ BCPの内容を精査し、現実的に必要となる業務の再検討を行うとともに、委託または協定の締結等により対応が可能な業務については、今後、行政機関以外との連携を強化する必要がある。	○ 総合防災訓練の実施に基づくBCP(業務継続計画)の適切な見直しを行う。 ○ 住民サービス提供を低下させないために、災害対応業務のうち行政機関以外でも対応が可能な業務については、積極的な協定の締結などによる運営体制を確保する。	中土佐町BCP更新事業(2ヵ年度ごとを目安)	
	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3－1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○ 地域防災計画に定められた参集基準等を基に、被災後、早期に職員が行政機能の回復を図ることができる体制の構築が必要である。	○ 災害発生時における大野見振興局及び上ノ加江支所の対応力の強化を図り、災害初動対応をどの施設においても実施することが可能となる体制の構築を図る。 ○ LINE WORKS(職員間連絡用アプリ)等の活用及び習熟に向けた定期訓練を実施する。	災害時想定訓練 緊急連絡対応訓練	—
		【実効性の高い配備体制の整備】 所属により災害に備えた訓練経験や意識に差がある。また、災害に対する危機感に温度差がある。	○ 町内在住の行政職員が少ないため、防災により参集できる職員が実効性の高い配備になるような工夫が必要である。	○ 実際の被災想定による全庁的な訓練を実施する。 ○ 新規採用職員に対する危機管理基礎研修を実施する。 ○ 台風災害等への配備体制の強化を通じて、職員が避難所運営等に関わる機会を創出する。	職員初動マニュアルの充実を図る	
		【議会中継システムの活用等】 音声による防災情報伝達システムだけでなく、あらゆる手段を活用した情報伝達を活用すべきである。	○ 様々な情報伝達手段を活用して、迅速かつ的確に、住民に対して情報を提供することが必要である。 ○ 情報通信網の耐災害性の向上や情報伝達・収集手段の多重化に取り組む必要がある。	○ 既存の非常通信システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化を推進する。 ○ 防災情報伝達システムを活用した将来的な双方向通信技術の整備拡充を推進する。	町議会ICT会議システム導入事業 防災情報伝達システムの機能拡充	無線システム普及支援事業費等補助金
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4－2) 災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生	【情報伝達手段の多様化】 緊急避難情報が未達となる場所が存在する。	○ 住民に正確な情報を確実に伝達するためには、情報伝達手段の多様化が必要。 ○ 現在導入されているシステム等についても随時見直しを行い、災害時の情報伝達手段としての視野を持った改修が必要。	○ 現在の各課所管の情報配信システム等の見直しを必要に応じて適切に行う。 ○ タブレット端末や防災情報伝達システム戸別受信機を使用するなどの有効な活用を推進する。	町議会ICT会議システム導入事業 防災情報伝達システムの機能拡充	無線システム普及支援事業費等補助金
		【情報提供方法の検討】 学校施設・社会教育施設・体育施設対策において、災害時の十分な情報伝達手段が確保されていない。	○ 観光客などの地理に不案内な来町者が確実に避難するために、避難情報を確実に提供できる対策が必要である。 ○ 学校施設などの大規模施設において、同時に全員に必要な情報が伝わる体制を構築する必要がある。	○ 学校教育施設等における情報伝達手段の充実を図る。 ○ アプリ等の活用により避難経路の明確化を図り、速やかな避難を実現する体制を構築する。	防災情報伝達システムの機能拡充 避難情報の事前周知対策	
		【津波による漂着物への対応】 町内の漁業・農業事業者の早期の事業再開に向けた計画が未策定となっている。	○ 河川や農地、漁港、海岸における津波による漂流物がもたらす被害を軽減するために、漂流物対策を検討する必要がある。 ○ 漂着物処理に関する優先順位を定めた計画の策定が必要である。	○ 津波や豪雨、台風等による漂流物がもたらす被害を軽減するための対策に努める。 ○ 漂流物の早期撤去を図るため、災害廃棄物受入候補地について、事前に候補地の選定を行う。	津波による漂流物対策の推進 応急期機能配置計画の見直し	防災・安全交付金 農山漁村地域整備交付金【拡】 海岸事業(漁港海岸) 水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5－1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞	【事業活動継続への支援】 BCP策定など事業活動を継続するための取組をしている企業の把握ができていない。	○ BCP策定など企業の事業活動を継続するための取組を支援する必要がある。 ○ 被災した事業者に対し、金融機関や商工会議所等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する必要がある。	○ 事業者によるBCP(事業継続計画)策定などの取組への支援体制の強化を図る。 ○ 被災事業者の事業活動再開に向けた支援体制の構築のため、金融機関や商工会等との連携強化を図る。	事業者によるBCP策定などの推進 中小企業等支援事業(融資・貸付等)	
		5－2) 基幹的交通ネットワークの機能停止	【災害時輸送ルートの確保】 町内の交通インフラの老朽化が進んでいる。	○ 大規模災害発生時においても陸、海、空の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や土砂災害対策等を進める必要がある。 ○ 施設の長寿命化を着実に推進する必要がある。	陸上における緊急輸送路の確保 橋梁・トンネル・ロックシェッドの長寿命化修繕計画に基づく点検及び修繕 ヘリコプターによる受援体制の整備	防災・安全交付金 高知県緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業
	5－3) 金融サービス等の機能停止による住民生活への甚大な影響	【指定金融機関との協定】 指定金融機関への入金等業務に制限がある。	○ 災害時に金融機関の決済機能が維持できる体制を確保する必要がある。	○ 災害発生時における決済体制の確保のため、指定金融機関との業務継続に向けた連携強化に取り組む。	主要金融機関決済機能の招致及び誘致	地方創生整備推進交付金
6. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6－1) 電気、石油、ガスの供給機能の停止	【災害対応型給油所の整備】 災害時に燃料を供給可能な体制が整えられていない。	○ 町内給油所の災害対応型給油所への施設整備を支援する必要がある。 ○ 災害時に関係機関等への燃料供給を可能とするため、供給体制の確保に向けた連携を行う必要がある。	○ 町内にある給油所への災害対応施設又は資機材の整備により、燃料の安定的な供給体制の確保を図る。 ○ 中土佐町役場に建設した自家給油所の適切な管理の実施により、災害発生時における燃料の適切な確保を図る。	災害対応型給油所整備事業 災害時燃料供給に向けた協定の締結	高知県災害対応型給油所整備促進事業

<中土佐町強靱化計画の構成整理>

① 事前に備えるべき目標	② 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 現状課題	④ 脆弱性評価	⑤ 推進方針	⑥ 施策	⑦ 関連する補助金・交付金
6、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6－1)電気、石油、ガスの供給機能の停止	【電気・ガス供給体制の整備】 災害時に使用可能な非常用電源の整備されていない避難所が存在する。	○ 災害時の電源確保のため、非常用電源装置を早期に整備する必要がある。 ○ 非常用電源装置の負荷軽減のため、施設の省電力化を行う必要がある。	○ 避難所となる施設への蓄電池やガス等の備蓄可能燃料の備蓄を推進する。 ○ 停電時に自動起動する非常用電源設備の整備を推進する。 ○ 施設の省電力化に向けたLED化等の対策を推進する。	非常用電源設備の整備 避難所省電力化工事	高知県地域防災対策総合補助金
	6－2)上水道等の長期間にわたる機能停止	【雨水処理施設の機能確保】 大規模地震以降に発生する暴風雨により、広範囲な浸水が想定される。 【上水道施設の耐震化事業】 水道施設の老朽化により、大規模地震等による水道設備破損の恐れがある。	○ 雨水処理施設が長期にわたり機能が停止しない対策を講じる必要がある。 ○ 上水道の耐震化や応急給水体制の整備を行う必要がある。	○ 雨水処理施設の耐震化により被災を防ぎ、施設機能を十分に確保できる体制を整備する。 ○ ストックマネジメント計画に基づく施設の修繕・改築により施設機能を維持し、持続可能な施設管理を実施する。 ○ 老朽施設の更新や耐震化を推進することで給水体制の安定化を図る。 ○ 応急給水が可能な資機材の整備を推進する。	施設の耐震化や浸水対策の推進 水道施設整備更新事業 応急給水資機材の確保 応急給水設備の整備	社会資本整備総合交付金
	6－3)地域交通ネットワークが分断する事態	【地域公共交通機能の確保】 大規模災害により、地域公共交通の運営体制が麻痺する恐れがある。	○ 地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、地域公共交通(路線バス、コミュニティバス、ハイヤー)を継続して運行できる体制の構築が必要である。 ○ 災害時における町内の公共交通空白地区解消のため、コミュニティバス運行のBCP策定などを進める必要がある。 ○ JR土佐久礼駅利用者の安心・安全の確保のため、駅舎の耐震改修を進める必要がある。	○ 公共交通の利便性の向上と利用促進を図る。 ○ 災害発生時においても持続が可能な公共交通の運営体制を構築する。 ○ 地域に存在する各交通機能の連携を図り、交通空白地帯の発生を防ぐ。	中土佐町地域公共交通計画に掲げる事業の推進	地域公共交通確保維持改善事業
	6－4)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	【汚水処理施設等の耐震化事業】 合併処理浄化槽設置整備事業補助金：17件	○ 農業集落排水施設の耐震化やBCPの策定が必要である。 ○ 生活排水対策の実現に向け、便槽や浄化槽の機能向上を図る必要がある。	○ 農業集落排水施設の機能診断に基づく耐震化等の対策を速やかに実施する。 ○ 老朽化した汲み取り便槽や単独浄化槽から、合併浄化槽への転換を推進する。	農業集落排水施設機能診断調査 生活排水対策事業	農山漁村地域整備交付金 循環型社会形成推進交付金 浄化槽設置整備事業費補助金
7、制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7－1)地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大	【消防施設の強化】 大規模災害により防火水槽などの消防施設が破損する可能性がある。	○ 消防施設の適切な維持管理を行う必要がある。 ○ 安全かつ的確に消火活動に従事できる消防団員の育成が必要である。	○ 消防施設の安全点検の実施に伴う更新及び改修を計画的に行う。 ○ 町内各消防分団の定員充足に向け、消防団員の確保に努め、地域消防力の強化を図る。	消防施設更新事業 消防団員確保対策事業	
	7－2)ため池、天然ダム等の損壊・機能不全等による二次災害の発生	【ため池の適正管理】 ため池の損壊等により、二次災害が発生する可能性がある地区が存在する。	○ ため池の耐震化の推進等、適正管理に努める必要がある。 ○ ため池の機能不全を防止するための豪雨対策等を推進する必要がある。	○ 老朽化したため池の豪雨対策及び耐震対策等を実施する。 ○ 災害に強いため池を整備することで、地域の安全を確保する。	ため池等の豪雨耐震化対策 ため池の保全・避難対策	農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業農村基盤整備事業
	7－3)有害物質の大規模拡散及び流失	【危険物施設の安全対策】 石油や化学薬品の流出等により、二次災害が発生する可能性がある地区が存在する。	○ 石油や化学薬品の流出防止措置の徹底が必要である。 ○ 関係機関と連携した情報共有、大規模災害時における回収・処理体制を構築する必要がある。	○ 関係事業者による石油タンク及び農業用燃料タンクの危険津波対策を実施する。 ○ 化学薬品の流出防止措置を徹底する。	危険物施設調査 危険物施設流出防止対策事業 燃料用タンク対策事業	
		【農業用施設の安全対策】 用排水路等の農業用施設の損壊により、二次災害が発生する可能性がある地区が存在する。	○ 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用施設の整備を行う必要がある。 ○ 農業施設の耐震化や豪雨対策を推進し、適正管理に努める必要がある。	○ 災害により被災するおそれがある農業用河川工作物等の再整備や老朽化対策等を行います。 ○ 耐震化の必要な農業用施設の調査及び対策の実施を推進する。	長寿命化対策 農業用河川工作物等応急対策 自然災害等対策	農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業
		【農業従事者の安定的確保】 農業従事者の高齢化に伴せ、後継者が不足している問題もあり、地域の農業の担い手が減少している。	○ 農山漁村が持つ豊かな自然や食などの地域資源を活用した雇用と定住の促進を図る取組を支援する必要がある。 ○ 持続可能な農業経営の実現のため、安定的な生産・供給を可能とする新たな生産事業モデルを育成する必要がある。	○ 地域資源を活用した雇用の促進、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を図る。 ○ 地域農業者の減少や天候不順の多発等を克服しながら、国産品への需要を満たす生産・供給体制を確保する。 ○ 地域の創意工夫による産地競争力の強化を支援し、担い手の経営発展を推進する。	農山漁村活性化整備対策	農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
	7－4)農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	【鳥獣被害対策の推進】 農地における鳥獣被害により、農業経営に大きなダメージがある。	○ 鳥獣被害を適切に防除し、農地の機能を最大限発揮させる支援が必要である。	鳥獣被害防止に係る被害防除、鳥獣の捕獲を支援することで、山林及び農地の機能を十分に確保する。	鳥獣被害防止総合支援事業	鳥獣被害防止総合対策交付金
		【森林整備による山地災害防止対策】 高性能林業機械等整備事業：1件 原木増産推進事業：1件 森林整備地域活動支援：1件	○ 農山漁村における林業生産活動を持続し、森林等の荒廃を防ぐことで山地保全機能効果を高める必要がある。 ○ CLT等の開発・普及など、地域材を活用した新たな木材需要創出等に努める必要がある。	○ 県内製材工場等に必要な原木の増産等、安定的かつ効率的な生産を推進する。	森林整備地域活動支援事業 みどりの環境整備支援事業	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 農山漁村地域整備交付金
		【森林の適切な保全・管理】 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業：1件	○ 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図る必要がある。	○ 里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組を促進する。 ○ 施業コストを低減させることで、適切な管理に繋がる体制を構築する。 ○ 再造林や間伐等の森林整備を推進することで、健全な森林を育成する。	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	森林・山村多面的機能発揮対策交付金 森林基盤整備事業 山村強靱化林道整備事業
8、社会・経済が迅速かつ十全より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8－1)災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	【災害廃棄物への適切な対応】 災害廃棄物受け入れ施設への導入路等の整備が十分でない。	○ 応急期機能配置計画に基づく災害廃棄物受入施設について、実際の災害を想定した機能確保に向けた施設整備を行う必要がある。	○ 災害廃棄物受入施設の機能向上を前提にした体制の計画を策定する。 ○ 施設整備等の変更に伴う応急期機能配置計画の適切な見直しを行う。	応急期機能配置計画の見直し 災害廃棄物処理計画の見直し	—
	8－2)文化財等の喪失	【文化財の保護】 町内の文化財等において、耐震性など安全性に問題のある施設等が存在する。	○ かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の世代に受け継いでいく必要がある。 ○ 文化的景観の重要構成要素となる施設において、修繕工事等を適切に実施する必要がある。	○ 文化財等の保護を目的とした修繕等を実施する。 ○ 文化財等に関連する記録や資料を適切に保管する。	文化財保護の推進	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
	8－3)仮設住宅の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	【仮設住宅建設用地の事前検討】 仮設住宅建設用地が十分に確保できていない。	○ 応急期機能配置計画の見直しを含め、被災後の公共用地の有効利用を詳細に検討する必要がある。 ○ 遊休農地や被災想定域内農地など、事前に検討・交渉が可能な用地については、被災時に向けた協定等を締結する必要がある。	○ 応急期機能配置計画の見直しにより、災害発生後、速やかに仮設住宅の建設が可能となる用地を事前に選定する。 ○ 仮設住宅建設用地の確保に向けた協定等の事前締結を推進する。	遊休農地のマッピング及び地権者等の把握 被災時に利用可能な公共用地の整理	
	8－4)土地の境界が確定せず復興が大幅に遅れる事態	【地籍調査の更なる推進】 町内の調査済の調査地区：81％ 市街地において、地籍調査の完了していない地区が存在する。	○ 大規模災害により土地の境界が不明確になることを防ぐために、地籍調査の更なる推進が必要である。	○ 被災後の復興を速やかに開始するため、地籍調査による境界の明確化を進める ○ 大規模津波災害からの復興事業における円滑な用地調査実施のため、津波浸水区域内の市街地及び周辺部の地籍調査を優先的に実施します。	津波浸水区域の地籍調査の優先実施	防災・安全交付金
	8－5)道路啓開を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	【復旧に係る人材及び資機材の確保】 津波浸水により、復旧に必要な重機等の資機材が被災する恐れがある。	○ 建設協会等との協定に基づき、早期の復旧活動に必要な資機材が津波浸水を免れる対策が必要である。 ○ 被災宅地危険度判定士等の計画的な育成を行う必要がある。	○ 町内建設業者の重機等が津波浸水を免れる環境整備を検討する。 ○ 復旧・復興に必要な人材の計画的な育成及び協力協定の事前締結を推進する。	被災宅地危険度判定士養成事業 住家被害認定士要請事業	
	8－6)教育現場の復興が、生活環境の復興の進捗により遅れる事態	【教育環境の早期復旧】 大規模災害による被災後の教育環境復旧に向けた計画が策定されていない。	○ 津波浸水時に、学校施設が地区の大規模避難所として必要となるため、他施設の利活用を前提とした早期の学校再開に向けた計画の策定が必要である。	○ 災害発生後の学校再開に向け必要となる工程の洗い出しと計画に必要な項目を整理する。 ○ 災害発生後の学校再開に必要な資機材の整備を促進する。	災害発生時における避難者移送計画の策定 災害発生後の学校再開に向けた個別計画の策定	
		【オンライン学習体制の構築】 感染症等による臨時休校に対応したオンライン学習に必要な環境が整備されていない。	○ 緊急的な災害による臨時休校に対応が可能な機材の整備を推進する必要がある。 ○ 集団生活による感染症などの感染リスク低減に向け、学校施設及び保育施設の衛生環境向上に対する取り組みが必要である。	○ タブレット端末や通信環境等、自宅等で学習できる環境整備を推進する。 ○ オンライン学習等が実施できる情報教育施設の整備を行う。	GIGAスクール構想の推進	公立学校情報機器整備費補助金

＜中土佐町強靱化計画の構成整理＞

① 事前に備えるべき目標	② 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 現状課題	④ 脆弱性評価	⑤ 推進方針	⑥ 施策	⑦ 関連する補助金・交付金
8、社会・経済が迅速かつ十全より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8－7) 社会・経済の復旧・復興が遅れる事態	【罹災証明書等の迅速な交付】 罹災証明書等の交付を含め、被災者への支援を速やかに行う体制が整備されていない。	○ 罹災証明書の交付等の被災者支援を一元化し、迅速な支援を行うことのできる体制の整備が必要である。	○ 被災者生活再建支援を円滑に実施するため、罹災証明書システムを周辺自治体と連携し調査を進め必要となるシステムや資機材の整備を進める。 ○ 被害認定調査に必要な知識の習得に向けた研修への参加による人材の育成を図り、住家等の被害認定調査を速やかに行う体制の整備を推進する。	被害認定調査に必要な資機材の整備	被災者生活再建支援制度等